

教第71号議案

神戸市教育委員会職員職名規則等の一部を改正する規則について
神戸市教育委員会職員職名規則等の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年3月28日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

定年引上げに伴う補職名の新設等により、改正が必要であるため。

定年引上げ等に伴う規則改正について

定年引上げに伴う補職名（統括官、専門官、総括主幹教諭、調査役、専門役）の新設等により、下記規則の改正を行う。

	規則名	規則の目的	改正概要
①	神戸市教育委員会職員職名規則	教育委員会職員の職名に関して定めているもの	新設する補職（5つ）を追記
②	神戸市教育委員会事務局組織規則	教育委員会事務局の組織に関して定めているもの	新設される「調査役」「専門役」を追記
③	神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則	小学校及び中学校並びに義務教育学校の円滑かつ適正な運営を図ることを目的に、管理運営の基本的事項について定めているもの	新設する「統括官」「専門官」「総括主幹教諭」を追記
④	神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則	特別支援学校の円滑かつ適正な運営を図ることを目的に、管理運営の基本的事項について定めているもの	新設する「統括官」「専門官」「総括主幹教諭」を追記
⑤	神戸市立高等学校の管理運営に関する規則	高等学校の円滑かつ適正な運営を図ることを目的に、管理運営の基本的事項について定めているもの	新設する「統括官」「専門官」「総括主幹教諭」を追記
⑥	主任等の設置に関する規則	小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の主任等の設置に関し、必要な事項を定めているもの	新設する「統括官」「専門官」「総括主幹教諭」を追記
⑦	神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則	高等学校の主任等の設置に関し、必要な事項を定めているもの	新設する「統括官」「専門官」「総括主幹教諭」を追記
⑧	神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則	教育委員会職員の特殊勤務手当の額及びその支給方法に関し必要な事項を定めているもの	役職定年後の指導主事手当については支給対象外とする規定を追加

神戸市教育委員会職員職名規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月 日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会職員職名規則等の一部を改正する規則

(教育委員会職員職名規則の一部改正)

第1条 神戸市教育委員会職員職名規則(昭和27年5月教育委員会規則第14号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前									
第4条 課又は教育機関の長その他管理職等にあるものについては、別表第1の左欄のように補職名を置き、同表右欄の職員をもつてこれに充てる。		第4条 課又は教育機関の長その他管理職にあるものについては、別表第1の左欄のように補職名を置き、同表右欄の職員をもつてこれに充てる。									
別表第1 (第4条第1項関係)		別表第1 (第4条第1項関係)									
<table border="1"><thead><tr><th>補職名</th><th>職名</th></tr></thead><tbody><tr><td>事務局長、教育次長、局長、地区統括官、部長、 所長、課長、室長、学校 法務専門官、係長、総括</td><td>事務職員、技 術職員、教員</td></tr></tbody></table>		補職名	職名	事務局長、教育次長、局長、地区統括官、部長、 所長、課長、室長、学校 法務専門官、係長、総括	事務職員、技 術職員、教員	<table border="1"><thead><tr><th>補職名</th><th>職名</th></tr></thead><tbody><tr><td>事務局長、教育次長、局長、地区統括官、部長、 所長、課長、室長、学校 法務専門官、係長、総括</td><td>事務職員、技 術職員、教員</td></tr></tbody></table>		補職名	職名	事務局長、教育次長、局長、地区統括官、部長、 所長、課長、室長、学校 法務専門官、係長、総括	事務職員、技 術職員、教員
補職名	職名										
事務局長、教育次長、局長、地区統括官、部長、 所長、課長、室長、学校 法務専門官、係長、総括	事務職員、技 術職員、教員										
補職名	職名										
事務局長、教育次長、局長、地区統括官、部長、 所長、課長、室長、学校 法務専門官、係長、総括	事務職員、技 術職員、教員										

班長、調査役、専門役、 統括官、専門官、総括主 幹教諭		班長	
[略]	[略]	[略]	[略]

(教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第2条 神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年4月教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第2条 [略]	第2条 [略]
2、3 [略]	2、3 [略]
4 事務局に局長、部長、課長を、部に課長、係長を、課、課に相当する室及び課内室に係長、 <u>総括班長、調査役、専門役</u> を置くことができる。	4 事務局に局長、部長、課長を、部に課長、係長を、課、課に相当する室及び課内室に係長、 <u>総括班長</u> を置くことができる。
5～13 [略]	5～13 [略]

(小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則(平成15年2月教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>(統括官、専門官及び総括主幹教諭)</u></p> <p><u>第20条の3 学校には、統括官、専門官及び総括主幹教諭を置くことができる。</u></p> <p><u>2 統括官、専門官及び総括主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</u></p> <p><u>3 統括官、専門官及び総括主幹教諭が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。</u></p>	

(特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 神戸市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(統括官、専門官及び総括主幹教諭)</u></p> <p>第14条の3 学校には、<u>統括官、専門官及び総括主幹教諭を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>統括官、専門官及び総括主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長、准校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに幼児、児童又は生徒の教育をつかさどる。</u></p> <p>3 <u>統括官、専門官及び総括主幹教諭が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。</u></p>	

(高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 神戸市立高等学校の管理運営に関する規則（平成17年3月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(統括官、専門官及び総括主幹教諭)</u></p>	

第17条の3 学校には統括官、専門官及び総括主幹教諭を置くことができる。

2 統括官、専門官及び総括主幹教諭は、円滑な学校運営の推進等のため、校長及び教頭を助け、校長及び教頭の命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

3 統括官、専門官及び総括主幹教諭が整理する校務は、校長が決定し、教育委員会に報告しなければならない。

(主任等の設置に関する規則の一部改正)

第6条 主任等の設置に関する規則(昭和53年3月教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(教務主任等) 第2条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭(統括官、専門官及	(教務主任等) 第2条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は教務

<p><u>び総括主幹教諭を含む。以下同じ。)</u> を置く場合は教務主任を、第4項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は学年主任を、それぞれ置かないことができる。</p>	<p>主任を、第4項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は学年主任を、それぞれ置かないことができる。</p>
<p>3、4 [略]</p>	<p>3、4 [略]</p>

(高等学校の主任等の設置に関する規則の一部改正)

第7条 神戸市立高等学校の主任等の設置に関する規則（昭和53年12月教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(庶務部長等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第1項に定める主任等のうち、教務部長、生徒指導部長、学年主任及び進路指導部長（以下、「教務部長等」という。）の担当する校務を整理する主幹教諭<u>（統括官、専門官及び総括主幹教諭を含む。以下同じ。）</u>を置く場合は、教務部長等を置かないことが</p>	<p>(庶務部長等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p>7 第1項に定める主任等のうち、教務部長、生徒指導部長、学年主任及び進路指導部長（以下、「教務部長等」という。）の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、教務部長等を置かないことができる。</p>

できる。

(教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第8条 神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則(平成10年4月教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(教育委員会職員特殊勤務手当)</p> <p>第2条 条例第37条第1号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。<u>ただし、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)附則第14項において「特定日」という。)以後は、適用しない。</u></p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員(事務職員、技術職員及</p>	<p>(教育委員会職員特殊勤務手当)</p> <p>第2条 条例第37条第1号に規定する教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する職員(事務職員、技術職員及</p>

び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等(給与条例第14条第2項の規定により、休日給が支給される日をいう。)に行うもの 勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(4)、(5) [略]

4～6 [略]

附 則

1、2 [略]

(給料月額の範囲)

3 給与条例附則第14項、第16項又は

び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第3号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。

(1)、(2) [略]

(3) 教育委員会が指定する対外運動競技等において、生徒等を引率して行う指導の職務で宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等(神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号。以下「給与条例」という。)第14条第2項の規定により、休日給が支給される日をいう。)に行うもの 勤務1回につき5,100円以内で、当該業務に従事した時間数に応じて別に定める額

(4)、(5) [略]

4～6 [略]

附 則

1、2 [略]

第17項の規定による給料を支給される職員に対する第2条第6項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と同条例附則第14項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。